

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

タビオ株式会社

代表取締役社長 越 智 勝 寛

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
 2. 場 所 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F
当社本店大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対する特別功労金並びに弔慰金及び災害補償金贈呈の件

以 上

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tabio.com/jp/corporate/news/>) に掲載しております。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主総会当日のご来場は控えていただき、議決権行使は書面による行使をお願い申し上げます。
尚、会場は感染リスクを低減するため、株主様の座席間隔を空けてご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますこと予めご了承下さい。
また、体調不良及び発熱が見受けられる方はご入場をお断りする場合がございます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済につきましては、年始より発出された新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等に伴い、商業施設や飲食店等の休業・時短営業が延長され、極めて厳しい経営環境が続きました。秋以降、ワクチン接種の進展や緊急事態宣言の解除に伴い、消費動向は持ち直しに向かっておりましたが、新たな変異株（オミクロン型）の感染拡大によるまん延防止等重点措置の適用により、先行きは不透明な状況が続いております。

国内衣料品販売の市場では、長期間に亘る外出自粛等により、働き方やライフスタイルが多様化してきており、「お客様の購買行動の変化」に即した商品提案をデジタルとリアルの両面から訴求していくことが求められております。

このような状況の中で当グループは、店頭から生産現場までを結んだ情報システム網を活用し、製造・販売を一体化した自己完結型の国内生産体制の強みを生かしながら、多様に変化する顧客ニーズに、機敏かつ柔軟に対応できるように尽力してまいりました。

また、オンライン（ECサイトや各種SNS）とオフライン（実店舗）の融合強化を進めたOMO（Online Merges with Offline）を構築し、スピード重視の営業体制を実現することによって、全てのお客様に選んでいただける「世界一の靴下総合企業」を目指しております。

当連結会計年度の春夏物商戦におきましては、緊急事態宣言の再発出により4月下旬から5月にかけて東京・大阪などで最大70店舗余りが休業し、

その他の店舗におきましても土日休業や時短営業を余儀なくされました。この結果、コロナ禍以前と比べると、店舗での売上・利益ともに引き続き厳しい状況となりました。秋冬物商戦におきましては、10月の緊急事態宣言解除とともに日常における行動制限も次第に緩和され、店頭販売に復調の動きが見られました。1月以降は、まん延防止等重点措置の適用地域において影響を受けたものの、下半期の業績は回復傾向を示しました。なお、EC売上につきましては、自社ECサイトの販売強化に注力したことにより、年間を通じて好調に推移しております。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店 19 店舗、直営店 3 店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店 4 店舗、直営店 14 店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店 111 店舗（海外代理商による店舗 24 店舗を含む）、直営店 166 店舗（海外 4 店舗を含む）、合計 277 店舗となりました。

連結子会社におきましては、Tabio France S.A.S. では、EC 販売強化や SNS を用いた販促活動を通して、事業基盤の立て直しに取り組んでまいりました。タビオ奈良株式会社では、通販や中国向け出荷業務の効率化への継続的な取り組み、商品の品質検査や検査検品体制の更なる強化等を行ってまいりました。

利益面におきましては、固定資産の減損会計の適用を行った結果、減損損失 93,240 千円を計上し、繰延税金資産の計上に伴い、法人税等調整額▲117,453 千円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、13,677 百万円（前年同期比 18.9%増）、営業利益は 120 百万円（前年同期は営業損失 1,082 百万円）、経常利益は 201 百万円（前年同期は経常損失 866 百万円）、親会社株主に帰

属する当期純利益は 183 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 1,550 百万円）となりました。

事業部門別の業績は、次の通りであります。

a. 靴下屋関連部門

当グループの主力部門である「靴下屋関連部門」は、Twitter や Instagram と連携させた YouTube を活用し、EC サイトや店頭のサイネージと連動させることにより、様々な情報発信や話題商品を紹介する等、『靴下屋』のファン層拡大に向けた取り組みに着手してまいりました。また、知名度の高いキャラクターとのコラボレーション企画の実施に加え、ヤング型店舗への回帰を目指した『靴下屋』ブランドのフルリニューアルに着手するなど、ブランド刷新に向けた取り組みも進めてまいりました。

以上の結果、「靴下屋関連部門」の売上高は、10,925 百万円（前年同期比 15.4%増）となりました。なお、フランチャイズチェーン店 4 店舗、直営店 1 店舗の新規出店とフランチャイズチェーン店 4 店舗、直営店 8 店舗の退店により、当連結会計年度末における「靴下屋関連部門」の店舗数は、フランチャイズチェーン店 87 店舗、直営店 110 店舗、合計 197 店舗となりました。

b. ショセット関連部門

「ショセット関連部門」における「ショセット事業」では、働く女性に向けた高品質で機能性の高い商品の企画・提案を行うことによって、ハイセンスで付加価値の高いブランドイメージの構築に努めてまいりました。「紳士

靴下事業」では、紳士靴下専門店の『Tabio MEN』を中心に、ファッションにこだわりを持つ男性へのブランド認知度を向上させ、「メンズソックス」を当グループの新たな柱商品に育成すべく、引き続き、メンズ・レディース併売店の開発に向けた取り組みや、本店ECサイトでの販売強化等を行ってまいりました。

以上の結果、「ショセット関連部門」の売上高は、2,028 百万円（前年同期比 20.6%増）となりました。なお、直営店2店舗の新規出店と直営店5店舗の退店により、当連結会計年度末における「ショセット関連部門」の店舗数は、直営店52店舗となりました。

c. その他の部門

「海外関連部門」では、イギリス支店において、イギリス国内向けECサイトの運営体制の強化や、新販路開拓に向けた取り組みを継続的に行い、フランスの販売子会社 Tabio France S.A.S. では、引き続き、EC事業の強化や既存店舗の立て直しに取り組んでまいりました。また、北米向けのEC事業では、SNSを用いた販促活動を継続的に行う等、北米内での認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりました。代理商を通じて展開を強化しております中国事業については、一級都市を中心とした出店を推し進めるとともに、EC販売にも取り組んでまいりました。

以上の結果、「その他の部門」の売上高は、722 百万円（前年同期比 105.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における「海外関連部門」の店舗数は、中国国内において代理商による15店舗の新規出店とイギリス国内において直営店1店舗の退店により、イギリス国内直営店1店舗、フランス国内直営店3店舗、中国国内24店舗（代理商による店舗）の合計28店舗となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス変異株の感染再拡大、地政学的リスクの動向、原材料価格の高騰など、当面は先行き不透明な状況が続くものと予想されます。国内衣料品販売におきましては、人々の消費行動やライフスタイルの変化が定着したことに加え、商業施設内でのテナント入替や統廃合が進む中、SNSを起点とした情報発信によるトレンドが生まれており、ECと実店舗を融合させたお客様にとって利便性の高いサービスの提案やリアリティの高い商品訴求が求められております。

このような状況の中で当グループは、『不易流行』の企業理念を貫き、お客様視点を第一とした経営を推し進めていくと共に、少し先の未来を想定しながら着実かつ挑戦的な施策を実行していくことにより、時代や環境の変化に俊敏に対応できる企業集団の構築を目指してまいります。

具体的には、次期戦略として『タビオ・デジタルリミックス』を掲げ、TwitterやYoutube等を中心に店頭のオンラインサイネージと連動させたOMO店舗の実装と拡大を推進することで、お客様に新たな消費体験を提供してまいります。また、当グループの強みである国内生産のネットワークを生かしたタイムリーな商品展開・商品供給を実施することで、お客様の満足度向上を図ってまいります。

また「メンズ事業」におきましては抜本的な改革に着手し、お客様のニーズに合わせた商品の開発や併売店展開を強化することで、男性顧客に対するTabioブランドの認知度向上を図り、レディース事業に並ぶ当社の柱にしてまいります。

海外販売体制につきましては、まず欧州において、イギリス国内におけるEC事業の拡大と既存店も含めた運用体制の効率化を推進すると共に、フランスにおきましてもSNSマーケティングに注力し、OMO体制の構築に取り組んでまいります。北米向けEC事業に関しましては、デジタル

プロモーションやSNSコミュニケーションを通じて、Tabioの魅力を浸透、拡大させてまいります。また、中国事業におきましては、引き続き代理商を通じて一級都市高級モールへの出店を行い、ブランド価値を生かしたEC販売の強化も推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は330百万円であり、その主なものは直営店の新規出店や移転・増床・改装に伴う差入保証金及び内装・什器やソフトウェア等であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期 (当連結会計年度)
	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
売 上 高(百万円)	16,486	15,722	11,505	13,677
経 常 利 益(百万円) (△ 損 失)	621	262	△866	201
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) (△ 純 損 失)	364	7	△1,550	183
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	53.52	1.11	△228.11	27.04
総 資 産(百万円)	9,166	8,756	7,609	7,748
純 資 産(百万円)	5,900	5,677	3,912	3,990

(注) 「1株当たり当期純利益」又は「1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 出 資 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タビオ奈良株式会社	千円 9,000	% 100.0	物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等
Tabio France S.A.S.	千€ 900	% 100.0	衣料品の小売、卸売及び輸出入

(7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を国内に162店舗（『靴下屋』関連110店舗、『ショセット』関連52店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は国内で87店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに1店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しており、中国において代理商による24店舗を展開しております。

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。

(8) 主要な事業所等

- ① 本 社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
 なんばパークス内パークスタワー16F
 東京支店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F
 直 営 店：162店舗

区分	地 域	主 要 な 店 舗 名	店舗数
靴 下 屋 関 連	北 海 道	札幌アピア、札幌ステラブレイス	4店
	東 北	エスパル仙台、仙台セルバ	5店
	関 東	ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、 ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミ ネ大宮2、ルミネ横浜、ラゾーナ川崎	46店
	甲信越・北陸・東海	ラブラ万代、イオンモール高岡、名古屋パルコ、 新静岡セノバ、メイワン浜松	13店
	近 畿	なんばパークス、ルクア、イオンモール泉南 京都ポルタ、京都寺町	20店
	中 国 ・ 四 国	さんすて福山、ゆめタウン広島	6店
	九 州 ・ 沖 縄	アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、 熊本下通り	16店
	小 計		110店
	シ ョ セ ツ ト 関 連	北 海 道	札幌アピア
東 北		仙台パルコ本館	2店
関 東		東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木 ヒルズ、ルミネエスト、GINZA SIX、KITTE、	22店
甲信越・北陸・東海		JR名古屋高島屋、ラシック名古屋	8店
近 畿		大丸梅田、阪神百貨店、大丸京都、京都寺町、 グランフロント大阪、阪急三番街	12店
中 国 ・ 四 国		福屋百貨店	1店
九 州 ・ 沖 縄		ラシック福岡天神、小倉井筒屋、鶴屋百貨店、 アミュプラザ鹿児島プレミアム館	6店
小 計		52店	
総 合 計			162店

- ② 子会社等
- | | | |
|----|---------------------|-----------------|
| 国内 | タビオ奈良株式会社 | 奈良県北葛城郡広陵町三吉578 |
| 国外 | Tabio France S.A.S. | フランス |
| | Tabio Retail S.A.S. | フランス |

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
279名	-13名

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が602名おります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 千円
株式会社三井住友銀行	325,070
株式会社三菱UFJ銀行	325,000
株式会社南都銀行	119,467

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,804,336株(自己株式 9,544株を除く)
- (3) 株主数 9,134名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
有限会社越智産業	2,478,000	36.42
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.81
タビオ取引先持株会	213,492	3.14
越智直正	200,000	2.94
越智勝寛	200,000	2.94
石坂季之	76,600	1.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	76,000	1.12
兼古麻里	50,500	0.74
兼古里香	50,500	0.74
タビオ従業員持株会	47,150	0.69

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	4,944株	4名
社外取締役	-	-
監査役	890株	1名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 智 勝 寛	エム・エス・エヌ株式会社代表取締役
専務取締役	荻 原 正 俊	東京支店長 Tabio France S.A.S. 代表取締役
取締役	谷 川 繁	財務部長
取締役	越 智 康 彦	
取締役	真 砂 輝 男	タビオ奈良株式会社代表取締役
取締役	大 武 健 一 郎	(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会名誉理事長
取締役	金 井 路 子	株式会社グロースエンジン代表取締役
常勤監査役	小 田 明	
監査役	林 裕 之	弁護士 (太田・柴田・林法律事務所)
監査役	高 山 和 則	公認会計士・税理士(高山公認会計士事務所)

- (注) 1. 越智直正氏は、2022年1月6日に逝去し同日をもって代表取締役会長を退任いたしました。
2. 2021年5月27日開催の第44期定時株主総会において、金井路子氏は取締役に選任され、就任致しました。
3. 監査役 林 裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 大武健一郎及び金井路子の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 林 裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役 大武健一郎及び金井路子、監査役 林 裕之及び高山和則の4氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

(基本方針)

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、その役割と責務を適切に果たす観点から、基本報酬に加えて、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成する。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基本報酬のみとする。

(基本報酬)

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、『役員報酬に関する内規』に基づき、各取締役の役位・役割・職責等に応じて決定する。具体的な報酬額の決定に際しては、会社の業績・業界水準・従業員給与等とのバランスも考慮する。

(賞与)

取締役賞与は、毎年、一定の時期に支給する金銭報酬とし、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取組状況・従業員への賞与支給状況・ガバナンスの状況等を総合的に勘案して決定する。

指標として単年度の連結営業利益達成度を選定した理由は、当グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであり、中長期インセンティブ・市場への影響・他社動向等を考慮し、支給総額を決定する。

各取締役に対して、役位・役割・職責等に応じて毎年一定の時期に付与し、退任時までの間、譲渡制限を付すものとする。

(割合の決定に関する方針)

基本報酬、取締役賞与、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

基本報酬、取締役賞与、株式報酬の各取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である越智勝寛が決定しております。

権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に対して各取締役の報酬額の内訳及びその決定理由を事前に説明した上で、取締役会に総額を報告し、基本報酬額案、取締役賞与額案及び株式報酬額案を決定するものとする。

取締役賞与は、事業年度終了後、上記に記載の決定方針に基づき、各取締役の賞与額案に対する支給率を代表取締役社長が検討し、取締役会において賞与総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

株式報酬は、株式報酬額案を基に、上記に記載の決定方針に基づき、取締役会において株式報酬総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

(監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

各監査役の報酬については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	役員弔慰金等
社内取締役	6	163,398	128,400	4,998	30,000
社内監査役	1	11,699	10,800	899	—
社外取締役	2	8,400	8,400	—	—
社外監査役	2	4,800	4,800	—	—
計	11	188,298	152,400	5,898	30,000

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。なお、決議当時の対象取締役は10名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内(社外取締役を除きます。)とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象取締役は7名となります。
3. 監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の対象監査役は5名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以

内（社外監査役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象監査役は3名となります。

4. 上記の対象人数及び報酬等の総額には、2022年1月6日に退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に退任した社内取締役1名に対する役員弔慰金30,000千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 大武 健一郎

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会名管理理事長であり、(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と高度な専門知識を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役大武健一郎氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

② 社外取締役 金井 路子

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社グロースエンジン代表取締役であり、株式会社グロースエンジンと当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役金井路子氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外監査役 林 裕之

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な弁護士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外監査役 高山 和則

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(注)2021年5月27日開催の第44期定時株主総会において、新たにひびき監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったPwCあらた有限責任監査法人は退任致しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意致しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当事業年度において、PwCあらた有限責任監査法人に支払われた報酬等はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
 - (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
 - (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
 - (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
 - (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
 - (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
 - (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
 - (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
 - (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。

- (4) 監査役は、その職務の執行に必要なと認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

10. 反社会的勢力に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

- (4) コンプライアンス・リスク管理について
コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。
- (5) 反社会的勢力排除について
お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,145,381	流動負債	2,266,386
現金及び預金	2,834,994	買掛金	441,873
売掛金	587,022	電子記録債務	632,410
商品	621,080	1年内返済予定の	
貯蔵品	462	長期借入金	220,589
未収還付法人税等	1,670	リース債務	88,350
その他の	100,480	未払費用	278,182
貸倒引当金	△328	未払法人税等	65,879
固定資産	3,603,530	賞与引当金	111,901
有形固定資産	2,010,596	ポイント引当金	31,301
建物及び構築物	577,139	資産除去債務	7,607
機械装置及び運搬具	8,349	その他	388,289
土地	1,182,654	固定負債	1,492,371
リース資産	82,696	長期借入金	561,999
建設仮勘定	134,533	リース債務	198,234
その他	25,221	退職給付に係る負債	332,727
無形固定資産	331,340	資産除去債務	280,950
ソフトウェア	207,255	その他	118,459
ソフトウェア仮勘定	69,627	負債合計	3,758,758
その他	54,458	純資産の部	
投資その他の資産	1,261,593	株主資本	3,985,631
差入保証金	1,103,485	資本金	414,789
繰延税金資産	113,608	資本剰余金	92,424
その他	44,499	利益剰余金	3,487,731
		自己株式	△9,313
		その他の包括利益累計額	4,522
		為替換算調整勘定	△5,434
		退職給付に係る調整累計額	9,957
		純資産合計	3,990,153
資産合計	7,748,912	負債・純資産合計	7,748,912

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,677,127
売上原価	5,993,124
売上総利益	7,684,002
販売費及び一般管理費	7,563,474
営業利益	120,528
営業外収益	
受取利息	6
仕入割引	9,909
固定資産賃貸料	1,418
為替差益	2,001
受取補償金	1,275
助成金収入	69,884
雑収入	2,675
営業外費用	
支払利息	4,811
雑損失	1,196
経常利益	201,691
特別利益	
受取保険金	25,000
特別損失	
貸借契約解約損	5,786
役員弔慰金	30,000
減損損失	93,240
税金等調整前当期純利益	97,664
法人税、住民税及び事業税	35,431
法人税等還付税額	△4,243
法人税等調整額	△117,453
当期純利益	183,930
親会社株主に帰属する当期純利益	183,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	414,789	92,424	3,440,149	△15,590	3,931,772
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△135,970		△135,970
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			183,930		183,930
自己株式の処分		△378		6,276	5,898
利益剰余金から資本剰余 金への振替		378	△378		-
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	47,582	6,276	53,858
当 期 末 残 高	414,789	92,424	3,487,731	△9,313	3,985,631

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△5,665	△14,048	△19,713	3,912,059
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			-	△135,970
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			-	183,930
自己株式の処分			-	5,898
利益剰余金から資本剰余 金への振替			-	-
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	230	24,005	24,235	24,235
当期変動額合計	230	24,005	24,235	78,094
当 期 末 残 高	△5,434	9,957	4,522	3,990,153

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,004,097	流動負債	2,151,490
現金及び預金	2,700,487	買掛金	438,322
売掛金	588,018	電子記録債務	632,410
商品	612,278	1年内返済予定の	199,960
貯蔵品	123	長期借入金	75,307
前払費用	55,710	未払金	209,321
未収入金	14,945	未払費用	245,291
その他の	35,420	未払法人税等	65,739
貸倒引当金	△2,888	未払消費税等	108,926
固定資産	2,817,738	未払預り	32,581
有形固定資産	1,266,136	前受収益	2,055
建物	46,430	賞与引当金	101,377
機械装置及び運搬具	5,917	ポイント引当金	28,330
工具、器具及び備品	17,006	資産除去債務	7,607
土地	1,034,564	その他	4,259
リース資産	27,683	固定負債	1,234,069
建設仮勘定	134,533	長期借入金	450,110
無形固定資産	264,633	リース債務	138,751
ソフトウェア	189,219	長期未払金	13,725
ソフトウェア仮勘定	69,627	退職引当金	274,268
電話加入権	5,786	資産除去債務	279,213
投資その他の資産	1,286,968	長期預り保証金	78,000
関係会社株式	9,000	負債合計	3,385,559
出資金	189	純資産の部	
関係会社長期貸付金	26,551	株主資本	3,436,276
長期前払費用	1,010	資本金	414,789
差入保証金	1,094,623	資本剰余金	92,424
繰延税金資産	117,011	資本準備金	92,424
その他	46,841	利益剰余金	2,938,376
貸倒引当金	△8,258	利益準備金	65,000
		その他利益剰余金	2,873,376
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	2,773,376
		自己株式	△9,313
		純資産合計	3,436,276
資産合計	6,821,835	負債・純資産合計	6,821,835

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,526,361
売上原価		5,989,185
売上総利益		7,537,175
販売費及び一般管理費		7,395,788
営業利益		141,386
営業外収益		
受取利息	965	
仕入割引	9,909	
貸倒引当金戻入額	20,220	
固定資産賃貸料	39,242	
為替差益	2,014	
受取手数料	600	
助成金収入	59,594	
雑収入	3,410	135,957
営業外費用		
支払利息	4,079	
雑損失	1,158	5,237
経常利益		272,106
特別利益		
受取保険金	25,000	25,000
特別損失		
賃貸借契約解約損	5,786	
役員弔慰金	30,000	
減損損失	93,240	129,026
税引前当期純利益		168,079
法人税、住民税及び事業税	35,260	
法人税等調整額	△117,011	△81,751
当期純利益		249,830

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	414,789	92,424	—	92,424	65,000
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分			△378	△378	
利益剰余金から資本剰余金への振替			378	378	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	414,789	92,424	—	92,424	65,000

	株 主 資 本					純資産 合計	
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	2,659,894	2,824,894	△15,590	3,316,517	3,316,517	
当期変動額							
剰余金の配当		△135,970	△135,970		△135,970	△135,970	
当期純利益		249,830	249,830		249,830	249,830	
自己株式の処分				6,276	5,898	5,898	
利益剰余金から資本剰余金への振替		△378	△378		—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—	—	
当期変動額合計	—	113,482	113,482	6,276	119,758	119,758	
当期末残高	100,000	2,773,376	2,938,376	△9,313	3,436,276	3,436,276	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

タビオ株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤 元洋
業務執行社員
代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タビオ株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

タビオ株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	武藤	元洋
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	中須賀	高典
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タビオ株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月26日

タビオ株式会社 監査役会

常勤監査役 小田 明 ㊟

社外監査役 林 裕之 ㊟

社外監査役 高山和則 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、前期と比べ1株につき10円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 204,130,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	おちかつひろ 越智勝寛 (1969年3月20日生)	1994年10月 株式会社ハウス オブ ローゼ入社 1997年3月 当社入社 2003年3月 商品本部長 2004年5月 取締役就任 2007年3月 第一営業本部長 2008年5月 代表取締役社長就任（現任） 2014年3月 営業本部長 （重要な兼職の状況） エム・エス・エヌ株式会社代表取締役 （取締役候補者とした理由） 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、2008年5月より当社の代表取締役社長として経営を担っております。豊富な経験を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	200,000株
2	おぎわらまさとし 荻原正俊 (1949年7月2日生)	1978年4月 三井不動産株式会社入社 2009年8月 当社入社 2009年8月 専務取締役就任（現任） 2013年9月 東京支店長（現任） （重要な兼職の状況） Tabio France S. A. S. 代表取締役 （取締役候補者とした理由） 2009年8月より当社の専務取締役に就任しており、前職において培った経営全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	17,107株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	おちやすひこ 越智康彦 (1972年1月25日生)	1995年4月 当社入社 2007年4月 商品本部長 2008年6月 執行役員就任 2011年4月 上席執行役員就任 2014年5月 取締役就任(現任) (取締役候補者とした理由) 入社以来、商品開発に携わり、その豊富な経験と知見を有しており、商品開発全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	2,948株
4	まさごてるお 真砂輝男 (1974年10月24日生)	2000年9月 当社入社 2009年3月 メディア部長 2009年4月 執行役員就任 2017年10月 戦略ビジネス本部長 2018年5月 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) タビオ奈良株式会社代表取締役 (取締役候補者とした理由) 入社以来、WEBマーケティング事業並びにシステム開発に携わり、その豊富な経験と知見を有しており、当社の事業拡大及び経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	3,948株
5	せきよしつか 関 淑東 (1978年4月7日生) ※	2003年10月 中央青山監査法人入所 2007年2月 EY新日本有限責任監査法人入所 2008年7月 公認会計士登録 2008年9月 当社入社 2012年10月 システムソリューション部長 2013年10月 海外部長(現任) (取締役候補者とした理由) 入社以来、財務部、システムソリューション部、海外部で多大な実績を残しており、当社の業績に寄与してきました。また、公認会計士としての高い知見を有しており、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者となりました。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
6	おお たけ けんいちろう 大 武 健一郎 (1946年7月10日生)	1970年5月 大蔵省(現財務省)入省 1996年7月 同省 大阪国税局長 1997年7月 同省 大臣官房審議官 1998年7月 同省 国税庁次長 2001年7月 財務省主税局長 2004年7月 同省 国税庁長官 2005年7月 株式会社商工組合中央金庫 副理事長 2008年4月 大塚製菓株式会社 顧問 2008年5月 (NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会 理事長 2008年7月 大塚ホールディングス株式会社 代表 取締役副会長 2014年12月 株式会社シイエム・シイ 社外取締役 (現任) 2015年5月 株式会社キリン堂ホールディングス社 社外取締役 2016年5月 社外取締役就任(現任) 2021年5月 (NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会 名誉理事長(現任) (重要な兼職の状況) (NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会名誉 理事長 (選任理由及び期待される役割の概要) 財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、豊富な経験と 高度な専門知識を有しているため、社外取締役候補者としてしまし た。なお、その豊富な経験と高度な専門知識を生かし、業務執行 の監督機能強化へ幅広い経営視点からの助言をしていただき、当 社企業価値の持続的向上に貢献していただくことを期待しており ます。 なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもっ て6年となります。	6,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	かないみちこ 金井路子 (1975年1月10日生)	1997年7月 株式会社エルコンパス入社 1999年2月 株式会社インデックス入社 2003年2月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年2月 株式会社グロースエンジン 代表取締役(現任) 2021年5月 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グロースエンジン代表取締役 (選任理由及び期待される役割の概要) インターネット事業で活躍されてきた経歴の持ち主であり、現在はインターネットに関するコンサルティング会社の経営者として豊富な経験と知見を有しているため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏には、その豊富な経験を生かし、業務執行の監督機能強化へ幅広い経営視点からの助言をしていただき、当社企業価値の持続的向上に貢献していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社と大武健一郎及び金井路子の両氏は、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年6月に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は大武健一郎及び金井路子の両氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届けを出しております。

第4号議案 退任取締役に対する特別功労金並びに弔慰金及び災害補償金贈呈の件

2022年1月6日に逝去されました故代表取締役会長越智直正氏は永きに亘り、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任され、絶大な尽力により、当社グループの発展に多大な貢献をされました。

ならびに本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます谷川 繁氏は、入社以来財務部長、取締役を歴任され、当社グループの発展に多大な貢献をされました。つきましては、両氏の在任中の功労に報いるため、特別功労金7,990万円並びに越智直正氏へ当社の役員弔慰金に関する内

規に基づく弔慰金500万円及び役員業務災害補償規程に基づく災害補償金2,500万円を贈呈したいと存じます。なお、その贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

本議案は、予め取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って、取締役会における審議を経て本株主総会へのご提案を決定しており、相当であると判断しております。

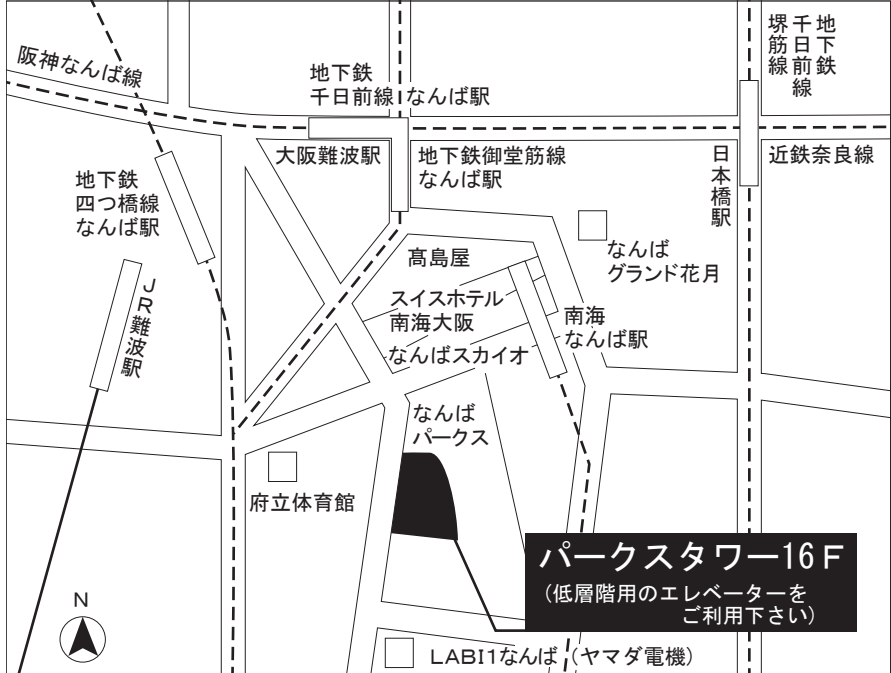
退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
おちなおまさ 越智直正	1968年3月 ダンソックス創業 代表者就任 1977年3月 当社設立 代表取締役社長就任 2008年5月 代表取締役会長就任 2022年1月 逝去
たにがわしげる 谷川 繁	2002年5月 取締役就任(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F 当社本店大会議室
(低層階用のエレベーターをご利用下さい)
電 話 06-6632-1200



[交通のご案内]

- ・南海なんば駅 中央口徒歩2分 南口徒歩3分
- ・地下鉄なんば駅 御堂筋線徒歩8分
四つ橋線徒歩15分
千日前線徒歩11分
- ・近鉄/阪神大阪難波駅 徒歩12分
- ・JR難波駅 徒歩15分